

第九療養開始後一年とあるは二年に改め、自し労働者の希望により行方扶助料を支給するに改めらるべし

第十二条第二項の女子は十六歳未満の者は八十歳以上他の者は一四五十歳に改めらるべし

「扶助料」第六十一條後扶助料、第七十一條扶助料、五割を増額せらるべし

雇傭契約の解除に當りては日給三十日以上の額を支給を規定せらるべし

十年間繼續組合員表彰の件
理公 肥後 三木 治 一

一 團體協約部、協同組合部、保險部、金融部の各部を新設するの件
理公 肥後 三木 治 一

一 事業部を廃止するの件
理公 肥後 三木 治 一

(長上)

本部

岡本 謙造

右の対峙感、殊に

(一) 労働者の待遇改善

即時制定を要求

官制の一新を要求

(二) 労働協約の法制を要求

現在既に労働者の権利が、その程度に達して居る

後、更にその権利を更に進歩せしめ、又その権利を

健全に維持せしめ、必要なり

杉田 勉吉 外 氏

堀 越 梅 雄 外 氏

(原田)